

野 迫 川 村 耐 震 改 修 促 進 計 画

令和5年1月 改訂

野 迫 川 村

目 次

1. 基本事項	1
1. 1 目的	1
1. 2 位置づけ	1
1. 3 計画期間	2
1. 4 計画改定の主旨	2
1. 5 耐震化を図る建築物	2
2. 既存建築物の耐震診断及び耐震化の状況	3
2. 1 第2次奈良県地震被害想定調査の概要	3
(1) 想定される地震の規模	3
(2) 想定される人的被害	4
(3) 想定される建物被害	5
(4) 南海トラフ巨大地震の被害想定（奈良県）の概要	5
2. 2 耐震診断及び耐震化の現状	7
(1) 奈良県における住宅の耐震性の状況及び耐震診断・改修の実績	7
(2) 野迫川村の耐震診断の実績	7
2. 3 耐震化の現状	8
(1) 耐震化の促進を図る建築物	8
(2) 住宅の耐震化率	9
(3) 多数の者が利用する建築物等	10
(4) 多数の者が利用する建築物等（民間）の耐震化の状況	11
(5) 多数の者が利用する建築物等（公共）の耐震化	12
3. 耐震改修等の目標の設定	14
4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項	16
4. 1 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針	16
4. 2 耐震化の促進を図るための支援策の概要	17
(1) 耐震診断・耐震改修促進支援策	17
(2) 住宅に係る耐震改修促進税制の概要	18
4. 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	18
(1) 相談体制の充実	18
(2) 情報の発信	18
4. 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	19
(1) ブロック塀等工作物の安全対策	19
(2) 居住空間の安全確保	20
(3) エレベーターの耐震対策・閉じこめ防止	20
(4) 窓ガラス、天井落下防止対策等について	20
5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項	21
5. 1 地震ハザードマップ等に関する事項	21
5. 2 相談体制の整備及び情報提供の充実に関する事項	21
5. 3 パンフレット作成・配布、セミナー・講習会等の開催に係る事項	21
5. 4 リフォームに併せた耐震改修の誘導	21
5. 5 建築物の建替えの促進	21
5. 6 自治会等との連携策、取組支援策に関する事項	22

6. 所管行政庁との連携に関する事項	22
7. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	22
7. 1 庁内での推進体制の強化	22
7. 2 関係団体との協働による推進体制の強化	23
7. 3 その他	23
(1) 地震保険の加入促進	23
(2) 計画の検証・見直し	23

1. 基本事項

1. 1 目的

野迫川村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、災害に強いむらづくりを目標とし、日常生活において最も滞在時間の長い住宅や、不特定多数の者が利用する建築物、防災拠点となる公共建築物を中心とした建築物の耐震化を促進することにより、野迫川村（以下「本村」という。）の防災性を高め、震災から住民の生命及び財産を守ることを目的とします。

1. 2 位置づけ

本計画は、「奈良県耐震改修促進計画」に基づき、本村の総合計画である「野迫川村総合計画 2020」を踏まえるとともに、「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）」に基づいた防災に係る各防災対策を総括的な計画としてとりまとめた「野迫川村地域防災計画」、「野迫川村国土強靱化地域計画」等との整合を図りつつ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものとします。

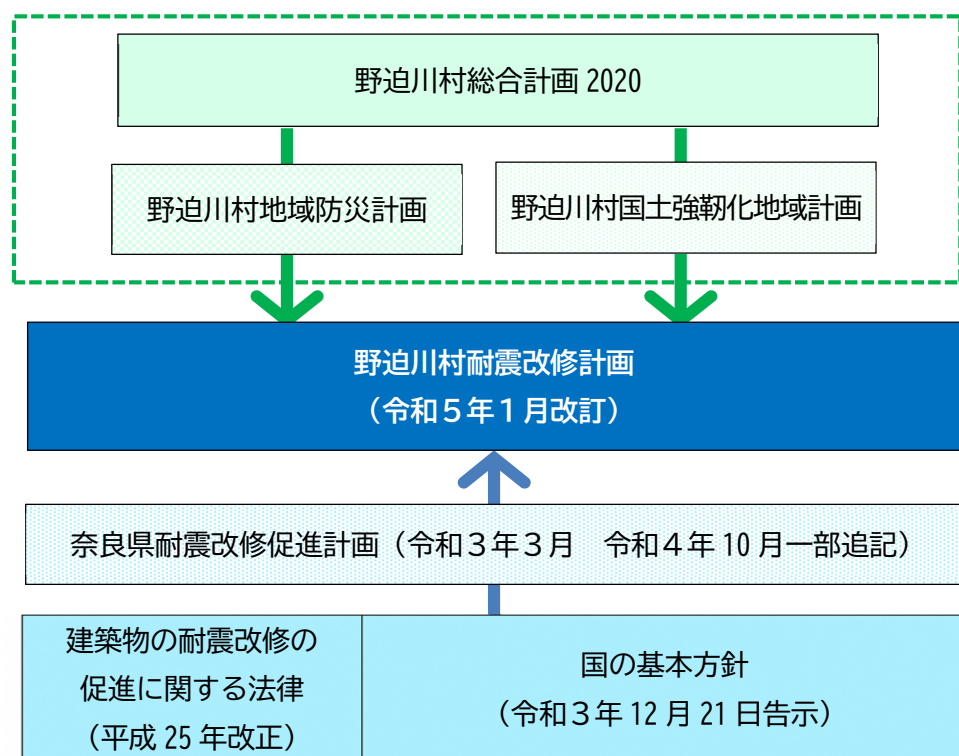
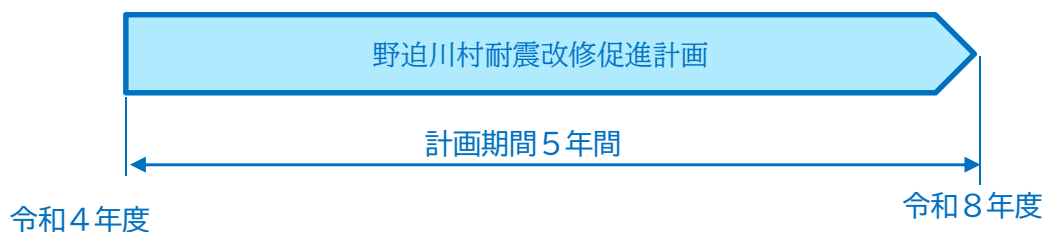


図 1 計画の位置づけ

1. 3 計画期間

本計画の計画期間は、「奈良県耐震改修促進計画」の計画期間5年を踏まえ、目標年度を令和8年度末とし、計画期間を令和4年度～令和8年度の5年間とします。



1. 4 計画改定の主旨

平成23年に発生した東日本大震災などを背景に改正された耐震改修促進法を踏まえ、平成29年に野迫川村耐震改修促進計画が策定されました。

その後、大阪府北部地震（平成30年）や北海道胆振東部地震（平成30年）などの地震が発生し、大きな被害を受けました。今なお大きな地震が頻発し、南海トラフ巨大地震の30年以内発生確率が70%程度から70～80%に引き上げられるなど、地震がいつどこで発生してもおかしくない状況です。

このため、本村においても、引き続き住宅・建築物の耐震化を促進する必要があることから、新たな目標や所有者に対して直接的な耐震化を促す取組など新たな施策を設定し、計画を改定します。

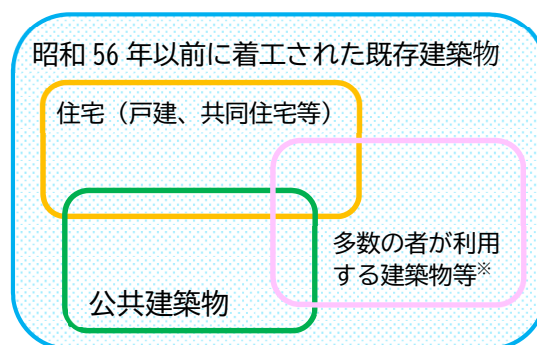
1. 5 耐震化を図る建築物

阪神・淡路大震災や新潟県中越地震において、特に、昭和56年5月以前に建築された古い建築物の被害が顕著に見られたことを踏まえ、本計画の重点対象建築物は、昭和56年6月の新耐震基準（以下「新基準」という。）適用以前の構造基準（以下「旧基準」という。）で設計・建築された既存建築物で、住宅、多数の者が利用する建築物及び公共建築物を対象とします。

また、これら重点対象建築物のほか、昭和56年6月以降に建築された建築物のうち、その後の耐震基準改正により現行基準に適合していない多数のものが利用する建築物等や木造住宅についても本計画の対象にするとともに、地震時の建築物の総合的な安全対策を図るため、次に掲げる建築設備、工作物なども本計画の対象に加え、村内の建築物等の地震に対する安全性の向上を図ることとします。

- 居住空間内の安全確保
- エレベーター、エスカレーターの耐震対策
- ブロック塀などの工作物の安全対策
- 大規模空間の天井崩落対策

- ※多数の者が利用する建築物等
1. 多数の者が利用する建築物
 2. 危険物の貯蔵場又は処理場
 3. 緊急輸送道路等の沿道建築物



2. 既存建築物の耐震診断及び耐震化の状況

2. 1 第2次奈良県地震被害想定調査の概要

(1) 想定される地震の規模

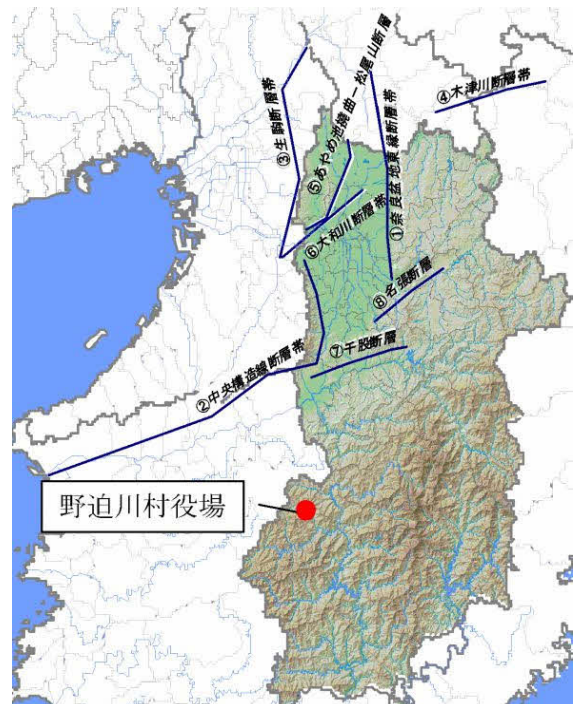
県が平成16年10月に公表した「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」では、県周辺における被害地震発生履歴及び活断層の分布を踏まえ、内陸型地震として8つの活断層、①奈良盆地東縁断層帯（京都市山科区～奈良県桜井市）、②中央構造線断層帯（奈良県香芝市～愛媛県伊予市）、③生駒断層帯（大阪府枚方市～大阪府羽曳野市）、④木津川断層帯（三重県阿山郡伊賀町～京都府相楽郡笠置町）、⑤あやめ池撓曲－松尾山断層帯（奈良市～三郷町）、⑥大和川断層帯（大和群山市～王寺町）、⑦千股断層（吉野町～五條市）、⑧名張断層（宇陀市～桜井市）について想定を行っています。また、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」は東海、東南海、南海地震について発生時期を5つの組み合わせパターンとする地震で想定しています。

このうち、本村において大きな被害が予想されるのは、内陸型地震では奈良盆地東縁断層帯、中央構造線断層帯、生駒断層帯、千股断層です。また、海溝型地震では東南海・南海地震同時発生時のパターンです。また、地震の規模は以下のとおりです。

表1 想定される地震の規模

想定される地震	内陸型				海溝型
	奈良盆地東縁断層帯	中央構造線断層帯	生駒断層帯	千股断層	東南海・南海地震同時発生時
地震の規模 (マグニチュード)	7.5	8.0	7.5	7.1	8.6

対象地震
①奈良盆地東縁断層帯
②中央構造線断層帯
③生駒断層帯
④木津川断層帯
⑤あやめ池撓曲－松尾山断層帯
⑥大和川断層帯
⑦千股断層
⑧名張断層



出典) 野迫川村地域防災計画より

図2 想定される地震の断層

各地震で想定されている震度は以下のとおりです。

表 2 対象となる地震の震度

想定地震	想定される震度
奈良盆地東縁断層帯	震度 5 強～震度 6 弱の揺れ予想されています。
中央構造線断層帯	震度 6 弱～震度 6 強の揺れが予想されています。
生駒断層帯	ほぼ全域が震度 6 弱の揺れと予想されています。
千股断層	ほぼ全域が震度 6 弱、北部のごく一部地域が震度 6 強の揺れと予想されています。
東南海・南海地震同時発生時	震度 5 弱～震度 5 強の揺れが予想されています。

(2) 想定される人的被害

地震発生時間を冬の平日午後 6 時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。）と、冬の平日午前 5 時（建物内人口が最も多く、建物倒壊による人的被害が大きくなる。）に想定していますが、ここでは最も人的被害の大きい冬の平日午前 5 時の被害想定を示します。

本村での想定地震における人的被害想定は、表 3 のとおりで、最も人的被害が大きいとされているのは、内陸型地震では中央構造線断層帯の死者数約 3 名、負傷者数約 8 名と予想されています。海溝型地震では東南海・南海地震同時発生時が最も規模が大きいものの、本村への影響は小さいと予想されています。

表 3 想定される人的被害

想定地震		死者数	負傷者数	死者＋ 負傷者数
内 陸 型	奈良盆地東縁断層帯	2 人	3 人	5 人
	中央構造線断層帯	3 人	8 人	11 人
	生駒断層帯	2 人	3 人	5 人
	千股断層	2 人	6 人	8 人
海 溝 型	東南海・ 南海地震同時発生時	0 人	0 人	0 人

出典）第 2 次奈良県地震被害想定調査報告書（平成 16 年 10 月）

（３）想定される建物被害

本村での想定地震における建物被害想定は、表４のとおりです。なお、消失棟数については地震発生時間を最も建物被害の大きいとされる冬の午後６時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。）に想定しています。

それによると本村で最も建物被害が大きいとされているのは、中央構造線断層帯で、全壊数約 50 棟、半壊数約 95 棟と予想されています。海溝型地震では東南海・南海地震同時発生時が最も規模としては大きいものの、本村への影響は小さいと予想されています。

表 4 想定される建物被害

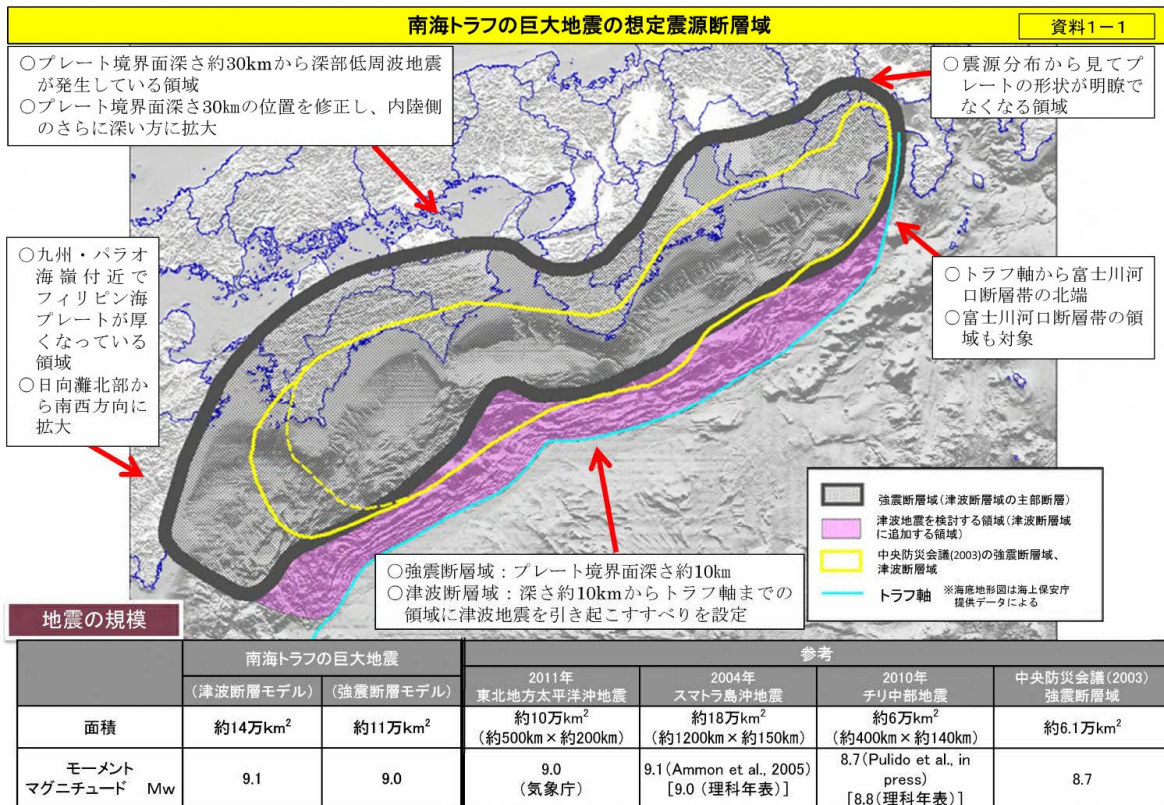
想 定 地 震		全壊	半壊棟数	全・半壊棟数
内陸型	奈良盆地東縁断層帯	22 棟	56 棟	78 棟
	中央構造線断層帯	50 棟	95 棟	145 棟
	生駒断層	25 棟	64 棟	89 棟
	千股断層	32 棟	86 棟	118 棟
海溝型	東南海・南海地震 同時発生時	1 棟	1 棟	2 棟

出典）第２次奈良県地震被害想定調査報告書（平成 16 年 10 月）

（４）南海トラフ巨大地震の被害想定（奈良県）の概要

平成 25 年 3 月に内閣府より発表された「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次被害報告）」には、最新の科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、その推計結果がとりまとめられています。同想定は令和元年 6 月に再計算されており、最大震度は 6 強で、揺れによる建物倒壊は最大 38,000 棟、人的被害は死者 1,300 人で、そのうち建物倒壊による死者は約 90%と想定されています。

それによると南海トラフ巨大地震による奈良県の各市町村の最大震度は表 5（次ページに掲載）のように予想されています。本村の最大震度は 6 弱と想定されており、東南海・南海地震同時発生時の震度 5 強よりも強く、奈良盆地東縁断層帯、名張断層における最大震度 6 弱と同程度、中央構造線断層帯、千股断層における最大震度 6 強よりも弱い揺れが予想されています。



出典)「南海トラフの巨大地震モデル検討会」資料

図3 南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域

表5 南海トラフ巨大地震による各市町村の最大震度一覧

市町村	最大震度	市町村	最大震度	市町村	最大震度
奈良市	6強	平群町	6弱	広陵町	6強
大和高田市	6強	三郷町	6強	河合町	6強
大和郡山市	6強	斑鳩町	6強	吉野町	6弱
天理市	6強	安堵町	6強	大淀町	6弱
橿原市	6強	川西町	6強	下市町	6弱
桜井市	6強	三宅町	6強	黒滝村	6弱
五條市	6強	田原本町	6強	天川村	6強
御所市	6強	曾爾村	6強	野迫川村	6弱
生駒市	6弱	御杖村	6強	十津川村	6強
香芝市	6強	高取町	6弱	下北山村	6強
葛城市	6弱	明日香村	6弱	上北山村	6強
宇陀市	6強	上牧町	6弱	川上村	6強
山添村	6弱	王寺町	6強	東吉野村	6強

出典) 奈良県地域防災計画

2. 2 耐震診断及び耐震化の現状

(1) 奈良県における住宅の耐震性の状況及び耐震診断・改修の実績

①昭和 55 年以前の住宅のうち耐震性が不十分なものの割合

平成 20 年から平成 30 年の住宅・土地統計調査によると、耐震診断を実施した結果、昭和 55 年以前の戸建住宅のうち、耐震性が不十分なものの割合は 70%、同じく共同住宅等のうち耐震性が不十分なものの割合は 6 %となっています。

②昭和 55 年以前に建築された持ち家一戸建て住宅の耐震改修工事の実績

平成 30 年の住宅・土地統計調査によると、奈良県の昭和 55 年以前に建築された持ち家一戸建住宅のうち、平成 26 年 1 月以降に耐震改修工事を実施した住宅は 3,041 戸（2.7%）であり、年平均 640 戸実施されたことになります。

(2) 野迫川村の耐震診断の実績

本村では、昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅を対象として、所有者からの申請により、所有者負担なしで耐震診断員を派遣する「既存木造住宅耐震診断支援事業」を実施しています。

令和 3 年まで耐震診断の実績は毎年 1 件となっています。

表 6 木造住宅の耐震診断の実績

年次	実績数	備考
平成 29 (2017) 年	1	
平成 30 (2018) 年	1	H30. 6 大阪府北部地震
令和元 (2019) 年	1	
令和 2 (2020) 年	1	
令和 3 (2021) 年	1	

2. 3 耐震化の現状

「建築物の耐震化」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することであり、「耐震化されている建築物」とは、新基準※¹により建築された建築物、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物（以下「耐震性を満たしている建築物」という。）及び耐震改修※²・建て替え※³により耐震化した建築物（以下「耐震化した建築物」という。）をいいます。

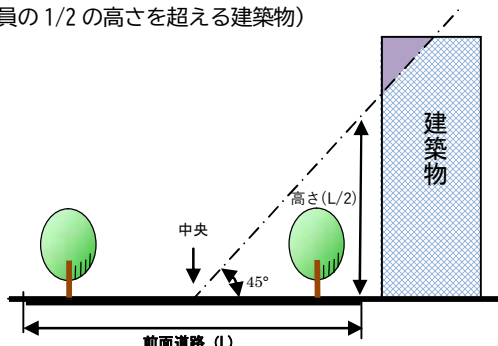
この「耐震化されている建築物」の「建築物の全数」に対する割合を「耐震化率」といいます。

（１）耐震化の促進を図る建築物

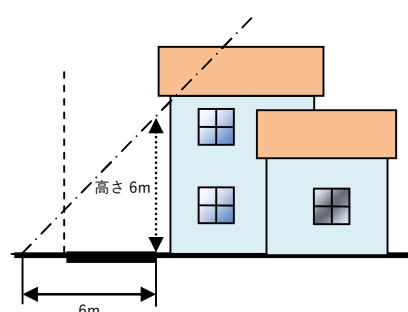
本計画では、以下の建築物を対象とします。特に既存耐震不適格で居住のある住宅、多数の者が利用する建築物等を対象に耐震化を図っていきます。

➤住 宅	戸建て住宅、長屋等を含む住宅
➤多数の者が利用する建築物等	耐震改修促進法第 14 条に示される以下の①～③に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、既存耐震不適格建築物（建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第 3 条第 2 項（既存不適格）の適用を受けている建築物）であるもの ①多数の者が利用する建築物（法第 14 条第 1 号） ②危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物（法第 14 条第 2 号） ③地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（以下「通行障害建築物」という。）（法第 14 条第 3 号）

③-1 前面道路幅員が 12m を超える場合
(幅員の 1/2 の高さを超える建築物)



③-2 前面道路幅員が 12m 以下の場合
(6m の高さを超える建築物)



③-3 一定の長さのブロック塀等の場合
(道路中心からの距離の 1/2.5 を超える高さ)

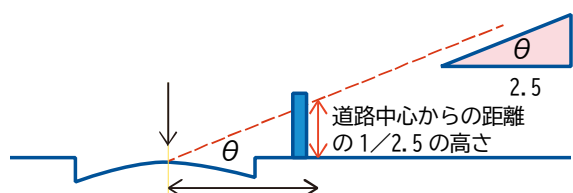


図 4 通行障害建築物

※1：「新基準建築物」とは、建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和 56 年 6 月 1 日から施行され新耐震設計法が導入されたことから、これ以降建築された建築物をいい、これ以前に建築された建築物を「旧基準建築物」といいます。

※2：「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備をすることであり、このうち増築、改築を伴わない修繕若しくは模様替えを「耐震補強」といいます。

※3：「建て替え」とは、耐震性が不十分な建築物を除却し、新築することです。「耐震性が不十分な建築物」とは旧基準により建築された建築物のうち、耐震診断結果から耐震性が不十分であるもの及び耐震改修が行われていないもののどちらにも該当するものをいいます。

（２）住宅の耐震化率

本村における令和４年の居住世帯のある住宅の推計数は２０８戸です。このうち、「②新基準の住宅（昭和５６年５月の新耐震基準適用後に設計・建築された住宅）」は５５戸です。「旧基準の住宅（昭和５６年５月の新耐震基準適用以前に設計・建築された住宅）」のうち、「③耐震性がありの住宅」は、奈良県の耐震診断を実施したもののうち耐震性があると判断されたものの割合から４５戸と推計され、「④耐震改修済みの住宅」は県の平成２５年までの耐震改修済み建築物数の割合から１０戸と推計されます。

このことから、本村では居住のある住宅総戸数約２０８戸のうち、５２.９％（約１１０戸）が「耐震化されている住宅」と推計できます。

表 ７ 住宅の耐震化率の現状

住宅の建て方	①住宅総数 (戸)	②昭和５６年 以降 (戸)	⑦昭和５６年以前建築 (１５３戸)			⑥耐震化率
			③耐震性 あり (戸)	④耐震改 修済み (戸)	⑤耐震性 無住宅 (戸)	
令和４年度	２０８	５５	４５	１０	９８	５２.９％

(戸)

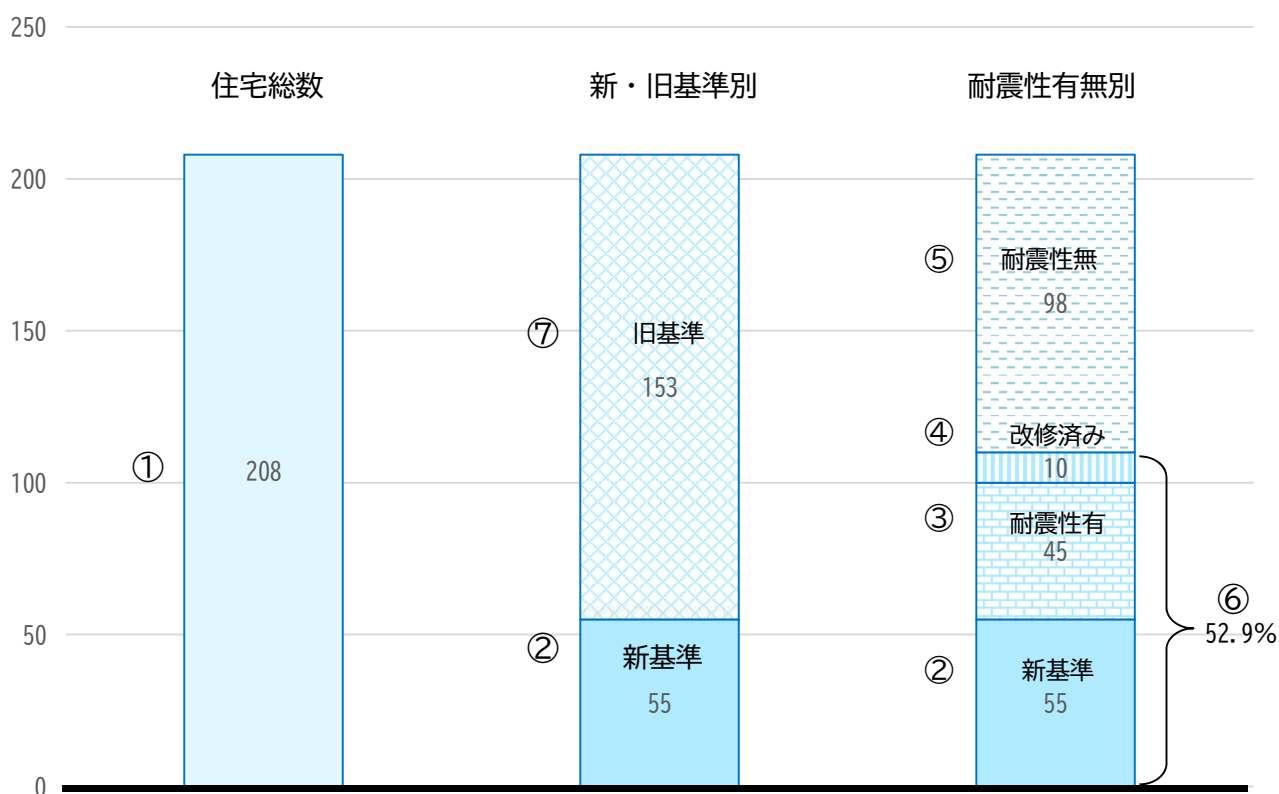


図 ５ 住宅の耐震化の現状（令和４年度時点）

(3) 多数の者が利用する建築物等

耐震改修促進法第 14 条各号に該当する建築物で、学校・病院・ホテル等の一定規模以上で多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場及び地震により倒壊し道路を閉塞させるおそれのある建築物を多数の者が利用する建築物等と呼びます。

表 8 多数の者が利用する建築物等一覧（法第 14 条）

用 途		特定既存耐震不適格建築物 の規模要件（法第 14 条）
多数の者が利用する建築物 （法第 14 条第 1 号）	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数 1 以上かつ 1,000 m ² 以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	卸売市場	
	百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル、旅館	
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舍、下宿	
	事務所	
	老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m ² 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
	博物館、美術館、図書館	階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 （法第 14 条第 2 号）		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物
避難路沿道建築物 （法第 14 条第 3 号）		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さの建築物（道路幅員が 12m 以下の場合 は 6m 超）

（４）多数の者が利用する建築物等（民間）の耐震化の状況

本村で令和４年度時点の多数の者が利用する建築物等（民間）は３棟あり、建築年代別の建築物数は表９のとおりで、昭和５６年以降の新基準が２棟、昭和５５年以前の旧基準が１棟となっています。

表９ 多数の者が利用する建築物等（民間）

	総 数	構 造			
		木造	鉄骨・鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他
昭和５５年以前	１棟	０棟	１棟	０棟	０棟
昭和５６年以降	２棟	０棟	２棟	０棟	０棟
合 計	３棟	０棟	３棟	０棟	０棟

出典）多数の者が利用する建築物等調査結果（令和４年度時点）

表１０ 多数の者が利用する建築物等（民間）の耐震化の現状

耐震化の現状 特定建築物の種類		①全棟数	②新基準 建築物	③旧基準建築物		耐震化さ れている 建築物	現状の 耐震化率
				④耐震性 が不十分	⑤耐震性 を満たす		
		A=B+C+D	B	C	D	E=B+D	F=E/A
１号	防災上重要な建築物 （病院、学校、社会福祉施設等）	０棟	０棟	０棟	０棟	０棟	—
	不特定多数の者が利用する建築物（劇場、 集会場、店舗、ホテル等）	０棟	０棟	０棟	０棟	０棟	—
	特定多数の者が利用する建築物 （賃貸住宅、事務所、工場等）	０棟	０棟	０棟	０棟	０棟	—
	小 計	０棟	０棟	０棟	０棟	０棟	—
２号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物	２棟	１棟	１棟	０棟	１棟	50.0%
３号	地震によって倒壊した場合において 道路の通行を妨げ、多数の者の円滑 な避難を困難とする建築物	１棟	１棟	０棟	０棟	１棟	100%
合 計		３棟	２棟	１棟	０棟	２棟	66.7%

出典）多数の者が利用する建築物等調査結果（令和４年度時点）

多数の者が利用する建築物等（民間）については、「耐震化されている建築物」が2棟、「耐震化されていない建築物」が1棟であり、本村内の多数の者が利用する建築物等（民間）総数3棟のうち 66.7% が耐震化されています。その内訳は、危険物を取り扱う建築物では「耐震化されている建築物」が1棟、「耐震化されていない建築物」が1棟、緊急輸送道路沿道の建築物では「耐震化されている建築物」が1棟となっています。

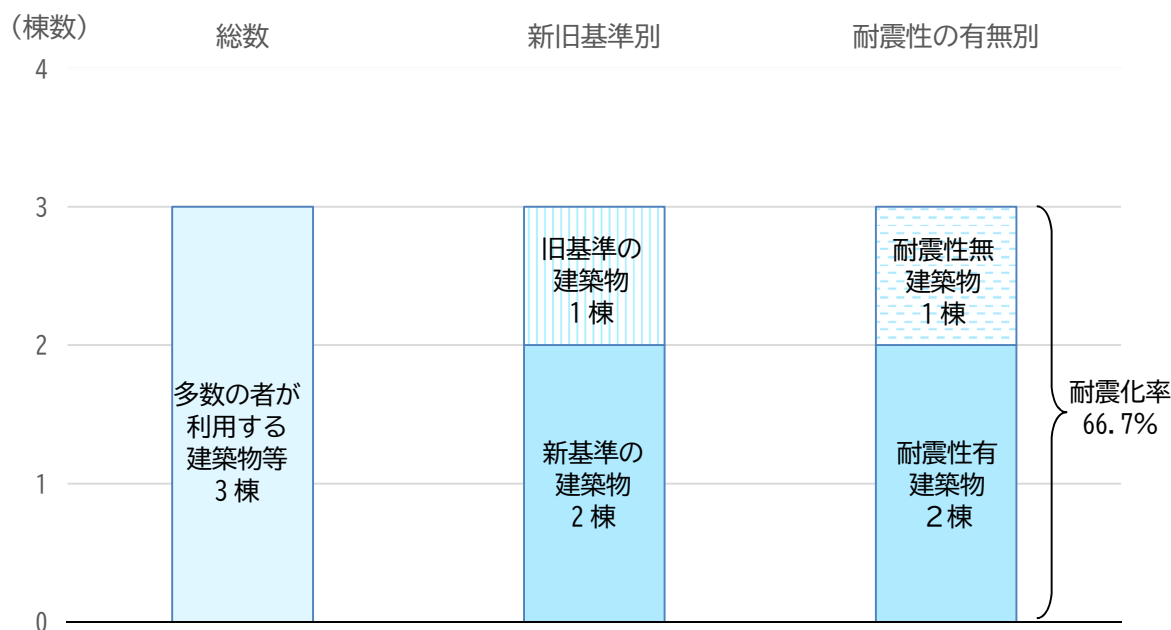


図6 多数の者が利用する建築物等（民間）の耐震化の現状（令和4年度時点）

（5）多数の者が利用する建築物等（公共）の耐震化

本村で令和4年時点での多数の者が利用する公共建築物等の年代別建築物数は表11、耐震化の現状は表12、図7のとおりです。

表11 多数の者が利用する建築物等（公共）

	総数	構造			
		木造	鉄骨・鉄筋 コンクリート造	鉄骨造	その他
昭和55年以前	1棟	0棟	1棟	0棟	0棟
昭和56年以降	3棟	0棟	3棟	0棟	0棟
合計	4棟	0棟	4棟	0棟	0棟

出典）多数の者が利用する建築物等調査結果（令和4年度時点）

表 12 多数の者が利用する建築物等（公共）の耐震化の現状

耐震化の現状 特定建築物の種類		全棟数	新基準 建築物	旧基準建築物		耐震化され ている 建築物	現状の 耐震化率
				耐震性が不 十分	耐震性を 満たす		
		A=B+C+D	B	C	D	E=B+D	F=E/A
1号	防災上重要な建築物 (病院、学校、社会福祉施設等)	2棟	1棟	0棟	1棟	2棟	100.0%
	不特定多数の者が利用する建築物 (劇場、集会場、店舗、ホテル等)	2棟	2棟	0棟	0棟	2棟	100.0%
	特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	—
合 計		4棟	3棟	0棟	1棟	4棟	100.0%

出典) 多数の者が利用する建築物等調査結果 (令和4年度時点)

多数の者が利用する建築物等（公共）については、「新基準建築物」が3棟、「旧基準建築物」1棟のうち、「耐震性を満たす建築物」が1棟であることから、「耐震化されている建築物」は4棟となり、多数の者が利用する建築物等（公共）の耐震化率は100%となっています。

なお、野迫川村役場は、耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づく「防災拠点建築物（要安全確認計画記載建築物）」に令和4年10月に指定されており、耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務付けられています。

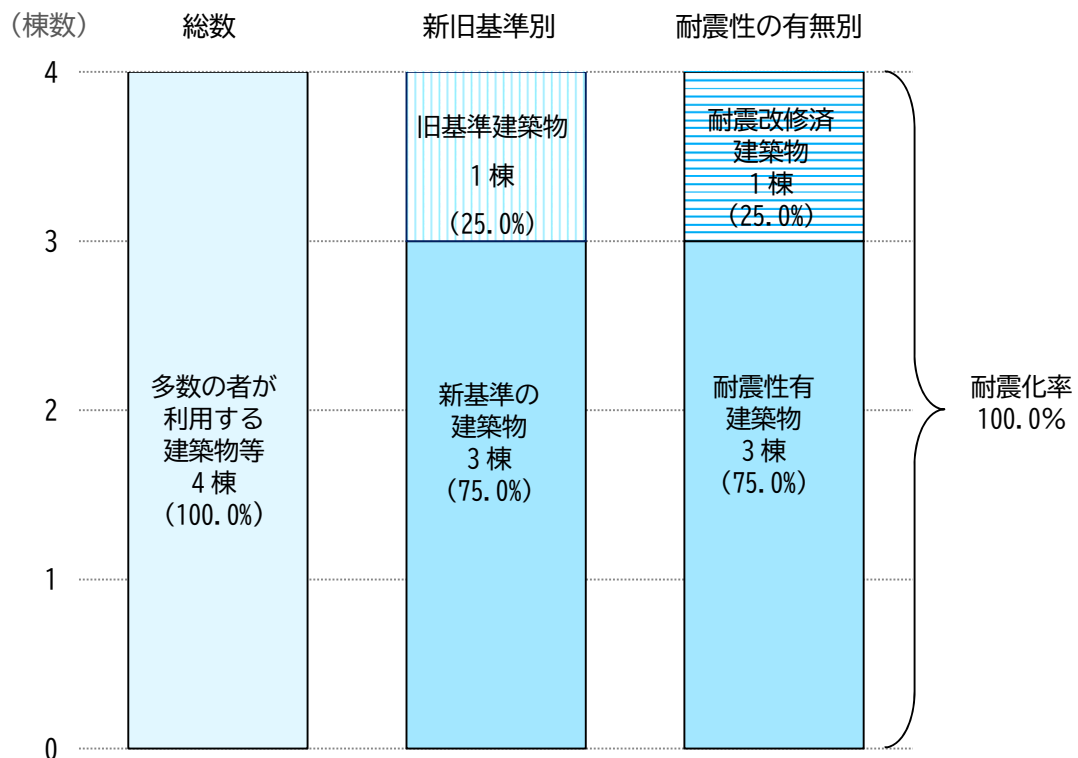


図 7 多数の者が利用する建築物等（公共）の耐震化の現状（令和4年度時点）

3. 耐震改修等の目標の設定

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となりました。また、平成16年の新潟県中越地震においても人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生しました。このような背景から、村民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るため、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していきます。

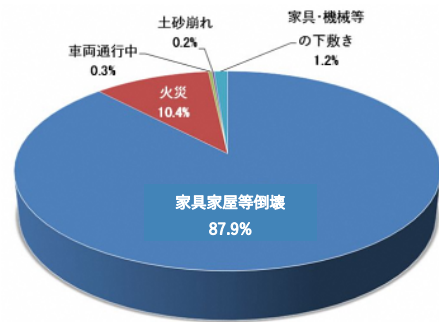


図8 参考：阪神・淡路大震災直後の死者の死因割合
(平成7年4月7日兵庫県警災害警備対策本部発表)

【国の基本方針令和3年12月21日 告示1537号（抜粋）】

○建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画(令和三年三月閣議決定)における目標を踏まえ、令和十二年までに耐震性が不十分な住宅を、令和七年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

【県の耐震改修促進計画（抜粋）】

○建築物の耐震化の目標

国の目標、奈良県国土強靱化地域計画、奈良県地域防災計画、奈良県住生活基本計画を踏まえ、住宅（戸建て住宅、共同住宅等）、多数の者が利用する民間建築物、県有建築物の耐震化の現状を踏まえて目標を設定。

令和7年度における耐震化率：住宅95%、多数の者が利用する民間建築95%以上、県有建築物98%以上をめざす。

《野迫川村の耐震化率の目標設定（住宅・多数の者が利用する建築物）》

奈良県の耐震改修促進計画に基づき、本村での耐震化の現状を考慮して、地震による人的被害を軽減するために、令和8年度末までに住宅の耐震化率を95%、多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化率を95%以上にすることを目標とします。

令和 8 年の居住のある住宅総数は、世帯数の推移のトレンドから 195 戸と推計されます。

昭和 56 年 5 月の新耐震基準適用後に設計・建築された住宅数は 53 戸、旧耐震基準で建築された住宅数は 142 戸と推計されます。

195 戸のうち、耐震性を有する建物は 108 戸と推計され、住宅総数の 95%の耐震化を目標とした場合には、77 戸の住宅の耐震改修施策を促進させる必要があります。

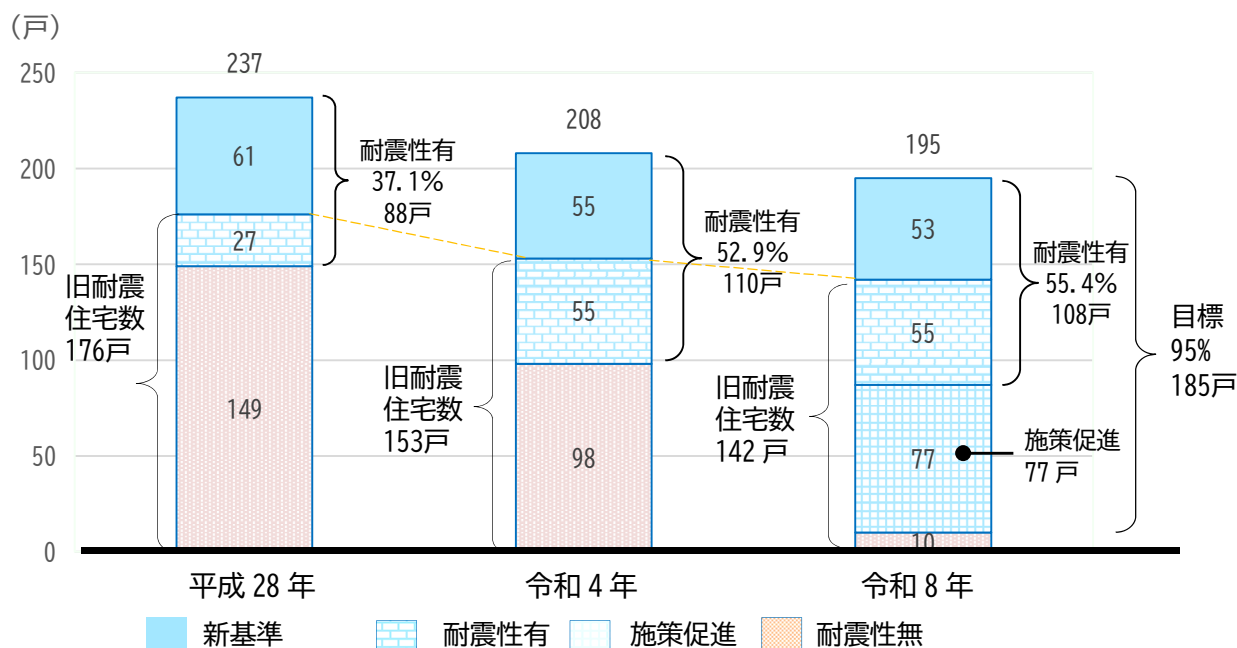


図 9 住宅の耐震化の目標

注)本推計では「昭和 56 年以前の住宅の耐震性有の割合」については、奈良県が「国の住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会とりまとめ」に示された住宅の耐震化率の推計方法による方法の耐震化率を採用しており、平成 30 年以前では同推計方法が一部変更となったため、「S56 以前耐震性あり」の住宅戸数が増加しています。

4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

4. 1 耐震診断・改修に係る基本的な取組方針

本村は、これまで災害対策促進法に基づき「野迫川村地域防災計画」等を策定し、地震対策を積極的に推進してきました。しかし、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、改めて大地震の脅威を認識させるとともに地震対策に対する貴重な教訓をもたらしました。また、東日本大震災の発生以降その教訓を踏まえた検討が行われ、南海トラフ巨大地震の被害想定が見直され、これまで想定されなかった甚大な被害が発生しうることが明らかになりました。

大地震による災害から村民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、行政はもとより、村民一人ひとりが自発的かつ積極的に防災の役割を果たしていくことが極めて重要であり、村民は『自らの命は自ら守る』、『自らの地域は皆で守る』という地震対策の基本に立ち、家庭や事業所における地震対策、地域における住民相互の協力による防災活動を行う必要があります。

これらを踏まえ、本村では既存建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に進めていきます。建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、村民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的取り組みます。

また、建築物の所有者による耐震化への取組をできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じます。

表 13 耐震化の促進に必要な施策等

施 策	機 関	内 容
普及・啓発	県	・パンフレットの設置 ・情報の提供 ・耐震に関する相談窓口 ・防災関連機関との連携
	村	・パンフレットの設置 ・広報等（村報）による啓発 ・情報提供（地震防災マップ等）の活用 ・アドバイザーによる相談窓口の設置 ・所管行政庁や地元自治会との連携
	地元自治会	・各種情報の周知（パンフレットの配布） ・広報等（村報）による啓発、周知 ・地域の危険箇所の点検等防災活動の推進

	建築関係団体 奈良県建築士会	・パンフレットの設置 ・既存建築物の耐震に関する相談窓口
耐震診断	県	・耐震診断に関する情報提供 ・市町村が行う耐震診断の補助支援
	村	・既存木造住宅耐震診断事業
多数の者が利用する建築物等の 耐震性能の向上	村	・公共建築物の台帳整理 ・多数の者が利用する建築物等の台帳整理
優遇措置	村	・税制

4. 2 耐震化の促進を図るための支援策の概要

住宅の耐震化を促進し、災害に強い安全・安心なむらづくりを進め、村民の生命及び財産の保護を図ることを目的に、住宅の耐震化の促進に関連する費用の一部を補助する事業を実施します。住宅耐震化に係る支援メニューには、以下の2つの事業が該当します。

(1) 耐震診断・耐震改修促進支援策

多くの犠牲者を出した平成7年の阪神・淡路大震災における犠牲者の9割近くが住宅の倒壊による圧死・窒息死によるものでした。地震から家族と財産を守るには、強いわが家にすることが不可欠で、その第一歩が、わが家の健康診断ともいえる「耐震診断」です。本村では、「耐震診断」にかかる費用を全額補助する事業を実施しています。

表 14 耐震診断・耐震改修促進支援策

耐震診断・耐震改修促進支援策	
耐震診断方法	一般診断法 補強箇所等が詳細に判明する精密診断ではありません。 改修工事を行う際は、別途精密診断が必要となります。
耐震診断費用	無料
対象建築物	次の全ての要件に該当する建築物であること ①昭和56年以前に建築された住宅 (注) 住宅：一戸建て住宅、長屋、共同住宅（店舗兼用住宅） ②構造：木造で在来軸組構法 ③延べ床面積：250㎡以下 ④階数：2階以下（地下は除く）
対象者	原則として、上記の対象建築物を所有する方 ただし、診断結果により著しく耐震強度が無い場合、早急に耐震改修工事が可能である方

（２）住宅に係る耐震改修促進税制の概要

個人が旧耐震基準の住宅の耐震改修を行った場合、固定資産税の減免が受けられる優遇税制を実施し、耐震改修を促進します。

表 15 優遇税措置について

優遇税制	
減税の種類	固定資産税
優 遇 期 間	改修工事が完了した翌年１年分
減額の概要	耐震改修工事を行った際に、当該家屋に係る翌年分の固定資産税（120㎡相当分までに限る）を２分の１に減額
要 件	対象となる耐震改修 ①昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅 ②現行の耐震基準に適合する耐震改修であること ③耐震改修費用が規定の金額を超えること

4. 3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっており、建物所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が求められています。特に「だれに相談すればよいか」「だれに頼めばよいか」「工事費用は適正か」「工事内容は適切か」等の耐震化に取り組む人々の不安を解消することが急務となっています。

（１）相談体制の充実

本村においては、耐震改修が必要な建築物の所有者に対し、耐震診断補助事業等について利用者が安心して相談できるように建設課における相談窓口機能の充実を図ります。

（２）情報の発信

奈良県や関係団体と連携し、ローン・税制・助成制度等の説明や、専門家・事業者の斡旋・紹介等についても対応できる環境を強化し、相談内容等の情報について積極的に紹介すると共に、その情報の発信を行います。

4. 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

平成 23 年に発生した東日本大震災や平成 28 年熊本地震、平成 30 年の大阪府北部の地震における倒壊被害等の状況から、住宅・建築物の耐震化と併せて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策の必要性が指摘されています。

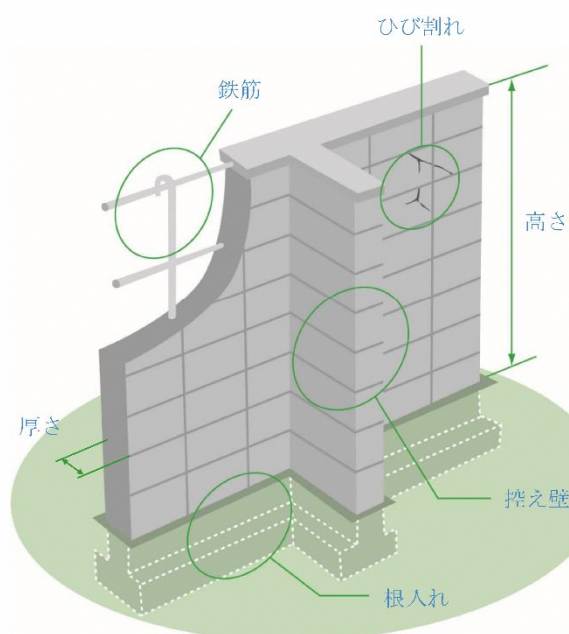
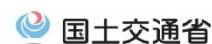
本村では、奈良県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策の推進を行います。

また、ブロック塀の倒壊対策、窓ガラス・天井の落下防止対策、エレベーターの閉じこめ防止対策等の総合的な安全対策については、本村のホームページ、広報誌・パンフレット等による啓発活動を行います。

(1) ブロック塀等工作物の安全対策

地震によって塀が倒れると、死傷者の恐れだけでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があるため、ブロック塀等の安全対策を行う必要があります。本村の具体的な取組としては、村民にブロック塀、窓ガラス、ベランダ、屋根等、所有住宅の危険度の自己チェックを行うよう啓発・指導し、また、点検や補強手法、簡易耐震診断方法に関する情報提供を行うことで、村民自身による地震に対する意識の向上を図っていきます。ブロック塀の適正な施工方法については、施工者団体に要請します。

ブロック塀の点検のチェックポイント



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋は入っているか
・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：
パンフレット「地震からわが家を守ろう」日本建築防災協会 2013. 1 より一部改

図 10 ブロック塀等の安全点検等について (国土交通省)

（２）居住空間の安全確保

地震時における家具・食器棚・冷蔵庫等の転倒は、それによる人の負担に加え、避難や救助活動の支障となります。このため、家具等の転落防止対策やガラス等の飛散防止対策等に関するパンフレット等による、居住空間の安全確保に関する知識の普及・啓発に努めます。

また、住宅の耐震改修が困難な住宅所有者に対して、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保し、命を守る防災ベッドや耐震テーブルの活用を啓発します。

（３）エレベーターの耐震対策・閉じこめ防止

建築基準法によるエレベーターの定期検査の機会を捉え、現行指針に適合しないエレベーターについて、

- ①エレベーターの耐震安全性の確保
- ②地震時管制運転装置の設置
- ③閉じこめが生じた場合に早期に救出できる体制整備
- ④平常時における地震時のエレベーターの運行方法等の情報提供や地震時の閉じ込めが生じた際におけるかご内や乗り場での適切な情報提供

など、地震時のリスク等を建物所有者に周知し、耐震安全性の確保の促進を図ります。その他に、平常時から乗り場やかご内における掲示、地域の防災訓練の活用等により、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて利用者に周知します。

また、東日本大震災での被害を受けて平成 26 年 4 月施行の建築基準法施行令等の改正により、新設エレベーター及びエスカレーターについては、それぞれ脱落防止対策が義務化されています。エレベーターが設置された建築物の所有者等に対しても地震時のリスクなど周知を図ります。

（４）窓ガラス、天井落下防止対策等について

人の通行が多い沿道に建つ建築物や避難路沿いにある建築物の窓ガラスの地震対策や外壁に使われているタイルや屋外広告物等の落下防止対策、また大規模空間を持つ建築物の天井崩落対策等について、建築物の所有者、管理者等に対し安全対策措置を講じるよう、啓発・指導を図っていきます。

5. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

5. 1 地震ハザードマップ等に関する事項

本村では、住宅・建築物の所有者等の地震被害に対する意識を啓発するため、揺れやすさや崩壊の危険性等を表示した地震ハザードマップによる情報提供・活用を図ります。

5. 2 相談体制の整備及び情報提供の充実に関する事項

本村では、耐震改修の必要な所有者に対して、住宅相談窓口を設置するなど、相談体制の整備、情報提供（耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制等）の充実を図ります。

5. 3 パンフレット作成・配布、セミナー・講習会等の開催に係る事項

本村では、住宅の適正な維持管理による住宅の長寿命化が促進されるよう、県・建築関係団体等と連携し、耐震診断・耐震改修に限らず、住宅情報全般に関する広報活動を推進します。

また、耐震診断の受診とその結果を踏まえて必要な耐震改修の実施が促進されるよう、耐震診断・耐震改修に関する技術的・制度的な情報について、パンフレットやセミナー、講習会等の開催を通じ提供します。

5. 4 リフォームに併せた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが効果的であり、また、併せて工事を行うことにより建築物所有者にとっても費用面でのメリットが期待できます。このためリフォームと併せて耐震改修が行われるよう、リフォーム事業者等と連携した取組を進めます。

また、家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げになることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により村民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

5. 5 建築物の建替えの促進

建築物の耐震化促進においては、耐震性のない建築物については、耐震改修と併せて、建替え更新を行うことや地震災害に強いまちづくりを進めていくことも効果的です。これまでの耐震診断・耐震改修に関する取組を促進するとともに、個別の建築物の建替えを促進する仕組みづくりなど、地域の状況に応じた建築物の建替えの促進に努めます。

5. 6 自治会等との連携策、取組支援策に関する事項

地震防災対策では、『自らの地域は自ら守る』という共助の考え方が重要になります。自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待されます。

本村では、自治会等との連携を強化し、地域全体としての減災効果を高められるよう努め、また、県や各種関係団体とも連携することで、自治会等が主体的に住宅・建築物の耐震化のための取組を行える体制づくりを推進します。

6. 所管行政庁との連携に関する事項

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要があります。

国の基本方針では、所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保する必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、法 15 条第 1 項の規定に基づき必要な指導・助言を実施するよう努めるべきであるとし、所有者が正当な理由なく、その指示に従わなかった場合は、その旨を公表できるとしています。また、要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者が耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保する必要があると認めるときは、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、法 16 条第 2 項に基づき、必要な指導及び助言を実施するよう努めるべきであるとされています。

このように、本村内の建築物の耐震化促進に所管行政庁が果たす役割は非常に大きいため、今後、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い連携・協力体制を築きながら指導等を進め、建築物の耐震化が円滑に進むように努めます。

7. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

7. 1 庁内での推進体制の強化

災害に強いまちづくりを実現するための建築物の耐震化促進は、防災、福祉、保健、医療、教育、文化、産業等、村政の広範囲に関係する課題です。そのため、庁内の関係各課と耐震化促進の課題の共有化及び相互の連絡調整を密に図っていく必要があるため、全庁的な推進体制を強化し、総合的・計画的に本計画を推進します。

7. 2 関係団体との協働による推進体制の強化

本村は、災害に強い、安心して安全な地域の実現に向けて、所管行政庁である奈良県、各種関係団体等と連携・協力し、住宅・建築物の所有者等が様々な取組を行える推進体制を強化し、建築物の耐震化の促進に取り組めます。

7. 3 その他

(1) 地震保険の加入促進

地震により建築物が倒壊や損壊した場合、補償が得られる地震保険に加入しておくことは住宅再建の一助となります。地震保険料の割引制度に新たに免震建築物割引・耐震診断割引が導入され、また、地震災害への国民の自助努力を支援するため、地震保険料控除が創設されたこと等を受け、住宅等の所有者が耐震診断・耐震改修を実施することで地震保険加入等に際してメリットがあることを普及・啓発することで、耐震化の促進を図ります。

(2) 計画の検証・見直し

本計画は、耐震化の進捗状況や社会経済情勢の変化等に応じて、適宜必要な検証・見直しを行います。

■参考：用語集

【か行】

○活断層

最近の地質時代（第四紀：約 260 万年前以後）に繰り返し動き、将来も活動するすると考えられる断層です。

○既存耐震不適格建築物

既存耐震不適格建築物とは、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物です。既存不適格は、既存の適法な建築物が法令の改正等により違反建築物とならないよう、新たな規定の施行時又は都市計画変更等による新たな規定の適用時に現に存する又は工事中の建築物については、新たに施行又は適用された規定のうち適合していないものについては適用を除外することとし、原則として、増改築等を実施する機会に当該規定に適合させるとするものです。

○緊急輸送道路

災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難・救助、消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路で、奈良県地域防災計画で定められています。

野迫川村内には、右図のとおり県道 53 号、県道 733 号の一部が第 2 次緊急輸送路に指定されています。



資-図 地震発生時に通行を確保すべき道路

○建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新（耐震）基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めるととされました。さらに、平成 17 年 11 月 7 日に改正耐震改修促進法が公布され、平成 18 年 1 月 26 日に施行されました。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられました。

平成 25 年 11 月 25 日施行の一部改正では、大規模な建築物等の耐震診断の義務付けや耐震化の円滑な促進のための取扱いとして、新たな認定制度が創設されました。また、現行の耐震規定に適合していない全ての建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることが義務付けられました。また、平成 31 年 1 月 1 日施行の施行令等の改正では、大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、令第 4 条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。以下同じ。）が追加されました。

○国土強靱化地域計画

国土強靱化地域計画とは、平成 25 年 12 月に制定された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）」に基づいて、地方公共団体が策定する国土強靱化に関する施策の推進に関する基本計画です。

【さ行】

○所管行政庁

耐震改修促進法第 2 条第 3 項に定められているもので、野迫川村における所管行政庁は、奈良県です。

○耐震基準

住宅・建築物を建築する際に考慮しなければならない基準は「建築基準法」によって定められており、地震に対して安全な建築物とするための基準を「耐震基準」と呼びます。現在の耐震基準は、1981 年（昭和 56 年）の建築基準法の改正によるもので、それ以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれています。新耐震基準では、中程度の地震（震度 5 強程度）に対しては建築物には被害が起こらないこと、強い地震（震度 6 強～7 程度）に対しては、建築物の倒壊を防ぎ、建築物内もしくは周辺にいる人に被害が及ばないことを基準としています。

【た行】

○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価することです。

○耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的に、増築、改築、修繕若しくは模様替え、又は敷地の整備（擁壁の補強など）を行うことです。

○多数のものが利用する建築物等

耐震改修促進法第 14 条各号に該当する建築物で学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上で多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場処理場及び地震に倒壊し道路を閉塞させるおそれのある建築物のことを本計画において「多数の者が利用する建築物等」としています。平成 25 年の耐震改修促進法改正前には特定建築物とされていたものです。

○通行障害建築物（法第 14 条第 3 号）

地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物は、県もしくは村が指定した道路の沿道建築物のうち、一定以上の高さを持つ建築物です。

【な行】

○南海トラフ大地震

南海トラフは東海地方から紀伊半島，四国にかけての南方の沖合約 100km の海底にある延長 700km の溝状の地形であり、フィリピン海プレートが日本列島の下に沈み込んでいる場所に相当します。過去に起った安政東海地震(1854 年)、東南海地震(1944 年)、南海道地震(1946 年)の大地震は、この南海トラフの沈み込みに関係したものであります。この地震は、100～200 年周期で繰り返し発生しており、将来、発生する可能性が高いと予想されている地震です。

○野迫川村地域防災計画

災害対策基本法（昭和 36 年 法律第 223 号）の規定に基づき、村地域防災会議が野迫川村にかかる防災に関し、村及び関係機関が処理すべき事務又は業務について総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用し、村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的として策定されています。

【は行】

○ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険箇所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したものです。地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成されています。通常は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現しています。

【や行】

○要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）

要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物）は、昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準で建築された庁舎などで大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な建築物として、都道府県の耐震改修促進計画において、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けた建築物をいいます。